令和2年4月6日

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その6)について

3月19日付発出の標記の件につきまして、さりげなく大事な項目が隠れていますので抜粋してお知らせ致します。

地域包括診療加算、地域包括診療料等を算定している医療機関はご確認ください。

記

問5 地域包括診療加算、地域包括診療料の施設基準に規定する慢性疾患の指導に係る適切な研修について、2年毎の届出が必要とされているが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当該研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合においても、届出を辞退する必要があるか。

(答)届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である。ただし、研修が受けられるようになった場合には、速やかに研修を受講し、遅滞なく届出を行うこと。

問6 医療安全対策地域連携加算、感染防止対策地域連携加算の施設基準に規定する年1回程度の評価について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施できない場合においても、届出を辞退する必要があるか。

(答)届出を辞退する必要はない。ただし、実施できるようになった場合には、速やかに評価を実施すること。